

松江市告示第 115 号

松江市情報サービス産業等立地促進補助金交付要綱（平成 19 年松江市告示第 135 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等) 第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、 <u>交付対象経費</u> 、交付の率又は金額、補助事業者__の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。		(補助の対象等) 第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容____ ____、交付の率又は金額、補助事業者 <u>等</u> の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。	
略		略	
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。